

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の五第二項の規定に基づき、用途が特殊なエレベーターの積載荷重次のように定める。

平成 年 月 日

用途が特殊なエレベーターの積載荷重を定める件

第一 トランク付きエレベーター

次の基準に適合するトランクを設けたエレベーターについて、建築基準法施行令（以下「令」といふ。）第二百二十九条の五第二項に基づき建設大臣が定める数値は、エレベーターのかごの面積をトランクの面積を除いた面積として、令第二百二十九条の五第二項の表に基づき算定した数値とする。

- イ 床面から天井までの高さが一・二メートル以下であること。
- ロ がごの他の部分とトランク床面の段差が十センチメートル以下であること。
- ハ 施設装置を有する扉を設けること。
- ニ がごとトランクを合わせた奥行きが一・二メートル以下であり、かつ、トランク部分の奥行きががごの奥行きの二分の一以下であること。

第二 フォークリフト等がかごの停止時にのみ乗り込む荷物用エレベーター

フォークリフトその他のかごに荷物を積み込む機械（以下、「フォークリフト等」といふ。）がかごへの荷物の積み込み時にかごに荷重をかける荷物用エレベーターについて、令第二百二十九条の五第二項に基づき建設大臣が定める数値は、次の数値のうち最も大きな数値とする。

- 一 実況に応じ算定した荷物の積載荷重に、フォークリフト等の荷重（荷物の積み込み時にかごにかかる荷重に限る。）を加えたものを一・五で除した数値
- 二 実況に応じ算定した昇降させる荷物の積載荷重の数値
- 三 令第二百二十九条の五第二項の表に基づき算定した数値

第三 ホームエレベーター等

昇降行程十メートル以下で、かつ、かこの床面積が一・一平方メートル以下のエレベーターについて、令第百二十九条の五第二項に基づき建設大臣が定める数値は、床面積一平方メートルにつき千八百として計算した数値で、かつ、千三百以上の数値とする。

第四 中低層住宅用エレベーター

昇降行程十三メートル以下で、かつ、かこの床面積が一・三平方メートル以下の住宅、下宿又は寄宿舎に設けるエレベーターについて、第百二十九条の五第二項に基づき建設大臣が定める数値は、床面積一平方メートルにつき二千五百として計算した数値とする。

第五 段差解消機

平成十二年建設省告示第 号第七に掲げる段差解消機について、第百二十九条の五第二項に基づき建設大臣が定める数値は、かこの床面積が二平方メートル以下のものは、千八百、床面積が二平方メートル以上、二・二五平方メートル以下のものは二千四とする。

第六 椅子式階段昇降機

平成十二年建設省告示第 号第八に掲げる椅子式階段昇降機について、第百二十九条の五第二項に基づき建設大臣が定める数値は、九百とする。